

【別紙】

ロジックモデルシート(平成29年度実績評価)

施策コード	4	施策名	健康づくり・医療の充実	小施策 主管課名	健康保険課
小施策コード	4-5	小施策名	健康保険制度の健全運営		

事業名 事業概要等	活動	結果	目指す成果	小施策	
<p>①老人保健費医療費給付事業</p> <p>【事業概要】 高齢者の疾病は慢性化することが多く、自己負担も多額になりがちであるため、経済的に弱い高齢者の医療費負担を軽減し、安心して治療を受けることができるよう、昭和58年2月に老人保健法が施行された。平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行しているため、過去の医療費の精算が主な業務となっており、その規模も縮小している。</p> <p>【事業費】 0千円</p> <p>【事業担当課】 健康保険課</p> <p>【実施内容】 平成20年度からの医療制度の改革(後期高齢者医療制度の創設)により、平成21年度をもって医療費給付事業は廃止となり、今後は過去の医療費の精算を行っていく。平成29年度で終了予定。</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は上記実施内容に基づく上記事業費の精算はなかった。</p>	医療機関等から過去の医療費の戻入分を収納し、社会保険診療報酬支払基金、国及び県に返還する	過去の医療費が精算される	健全な医療制度運営ができる	市が抛出する負担金が抑制される	市民の負担の減少につながる
<p>②医療費適正化特別対策事業</p> <p>【事業概要】 診療報酬明細書(レセプト)について再審査を行う。</p> <p>【事業費】 7,683千円</p> <p>【事業担当課】 健康保険課</p> <p>【実施内容】 ・医療機関等は当月レセプトを作成し翌月上旬に医療費を国民健康保険連合会(国保連)へ送付する。 ・国保連はレセプト審査後、医療機関等へ医療費を支払い翌々月に市にレセプトを送付し支払った医療費を請求する。 ・市は請求された医療費を支払い、レセプト審査専門員によるレセプト内容の再審査を行い、誤記載のレセプトを抽出する。 ・抽出されたレセプトを国保連に戻し、翌々月に医療費の過誤調整を行う。</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は上記実施内容に基づき、事業を行った。</p>	レセプトの再審査を行い、誤記載のレセプトを抽出し国保連にレセプトを返戻する	国保連が翌々月に医療機関の請求に対し過誤調整を行う	医療費の適正化が図られる	医療費が抑制される	
<p>③一般・退職被保険者療養給付事業</p> <p>【事業概要】 診療報酬(医療費)の保険者負担分の支給等により、受診時の負担を軽減し、早期の受診を促すことで、医療費の抑制を図る。</p> <p>【事業費】 15,924,720千円(うち一般分15,700,672千円、退職分224,048千円)</p> <p>【事業担当課】 健康保険課</p> <p>【実施内容】 ・保険医療機関等で受診した診療報酬の保険者負担分の支払を行う。 ・東日本大震災の被災者が一部負担金の免除証明書を提示して受診した場合の免除分の支払を行う。 ・自然災害等により収入が著しく減少し、世帯収入が生活保護基準以下に準ずる者に対し、申請により6ヶ月を限度に一部負担金の免除を認めた場合にその支払を行う。 ・世帯収入が生活保護基準以下である者に対し、申請により1年度に4回を限度に一部負担金の助成を行う。</p> <p>【進捗状況】 ・平成29年度は上記実施内容に基づき事業を実施した。 ・療養給付費は被保険者の減少及び基準の改正等により伸びが鈍化した。</p>	療養給付費の支給、東日本大震災に伴う一部負担金の免除、低所得者に対する一部負担金の助成を行う	被保険者が医療機関等で一部負担金のみを支払うことで(一部負担金の免除、助成を含む)診療を受けることができ、受診時の費用負担が軽減される	受診時の費用負担が軽減されることにより、受診しやすくなり病気の初期に医療を受ける市民が増加する	早期治療及び健康維持につながる	
<p>④一般・退職被保険者等療養費支給事業</p> <p>【事業概要】 盛岡市国保加入者が医療機関等で保険適用の治療を受けた際に現物給付としての療養の給付を受けなかった(保険者負担分も自分で支払いをした)場合に保険者負担分の給付を行うことにより、盛岡市国保加入者の医療費負担を軽減して適切な治療を受けられるようにする。</p> <p>【事業費】 103,229千円(うち一般分101,893千円、退職分1,336千円)</p> <p>【事業担当課】 健康保険課</p> <p>【実施内容】 盛岡市国保加入者が次の理由により医療機関等で保険適用の治療を受けた際に、申請によって保険者負担分(7割、8割、9割)の給付を行う。 ① やむを得ない理由によって保険証を提示できなかったため、一旦、全額自己負担した場合 ② 医師の指示により、コルセット等の治療用器具を購入した場合 ③ 海外渡航中に病気やケガでやむをえず治療を受けた場合(ただし、日本国内で保険適用の治療として認められているものに限る) ④ 医師の指示により、はり・灸・マッサージの治療を受けた場合</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は上記実施内容に基づき事業を実施した。</p>	国保加入時と当初納税通知書送付時に渡すパンフレットや市の広報紙に制度の説明を載せるなど、被保険者に療養費支給制度の周知を図る	国保加入者の療養費支給制度への理解が進む	国保加入者の医療費負担が軽減され、適切な治療を受けられるようになる		
<p>⑤人間ドック健康診断事業</p> <p>【事業概要】 盛岡市国保加入者の健康保持増進を目的とし、契約医療機関で総合健康診断を行う時の費用の一部を助成する。</p> <p>【事業費】 20,887千円</p> <p>【事業担当課】 健康保険課</p> <p>【実施内容】 盛岡市国民健康保険加入者 *人間ドック受診者に対して、申請により受診費用の一部を助成する。 ○助成額(1日コース、1泊2日コースとも) 男性 20,000円 女性 24,000円(乳がんと子宮がん検診のいずれも受診しない場合は20,000円)</p> <p>【進捗状況】 平成29年度の実績は1,732件。</p>	盛岡市国民健康保険加入者に受診券を交付する	受診券を交付された受診者の人間ドック受診料の一部が助成される	人間ドックの受診者が増加する		

【対象】
国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者

【意図】
国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険者として、事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に努める。

【成果指標・実績値・目標値】

A

保険者負担額(保険給付費、審査支払手数料除く)

(単位 千円)

	H29	H31	H36
	16,009,847	18,608,200	18,608,200

B

1人当たり療養諸費費用額

(単位 円)

	H29	H31	H36
	383,676	347,300	347,300

C

現年度収納率(一般分)

(単位 %)

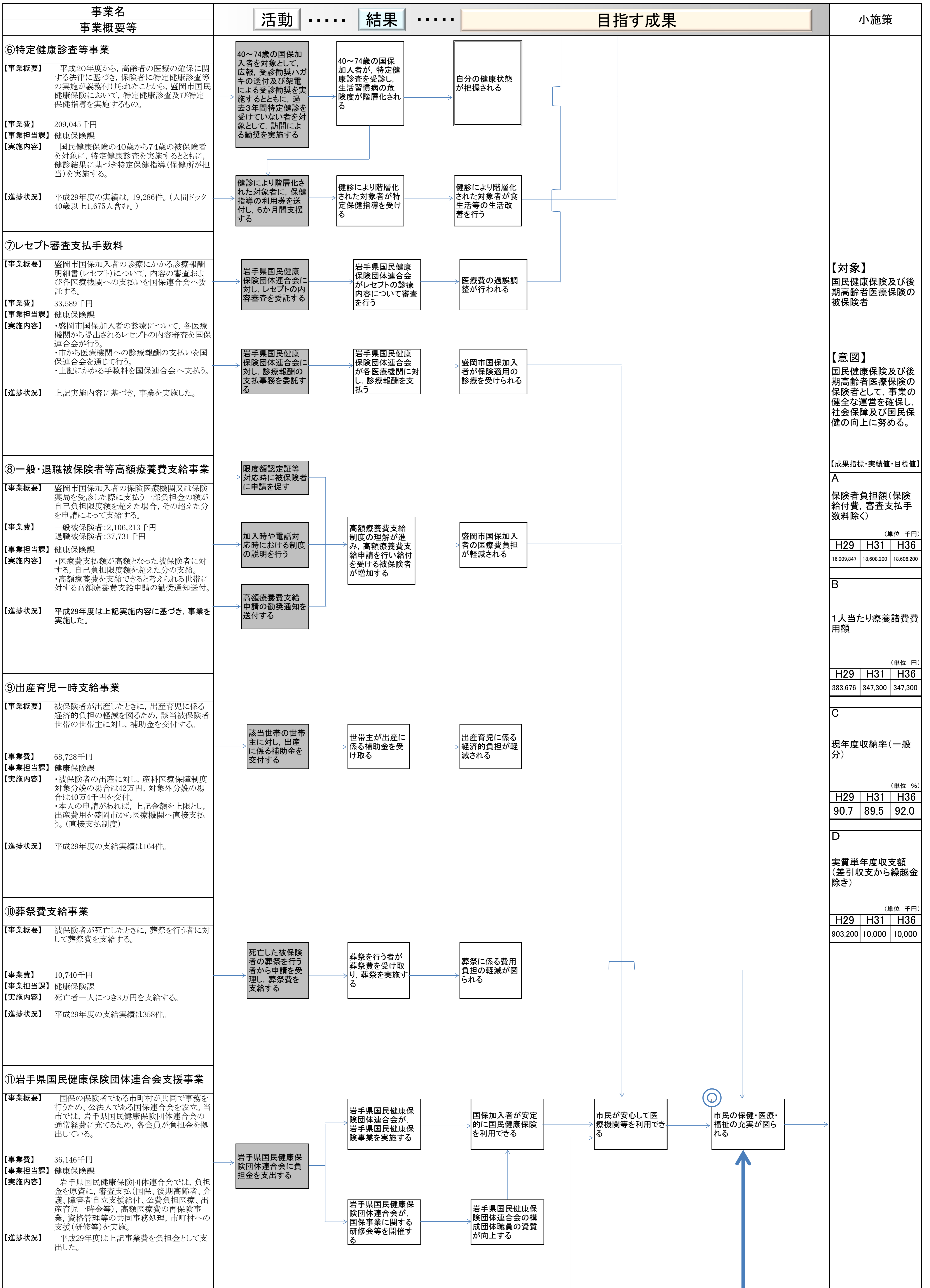
	H29	H31	H36
	90.7	89.5	92.0

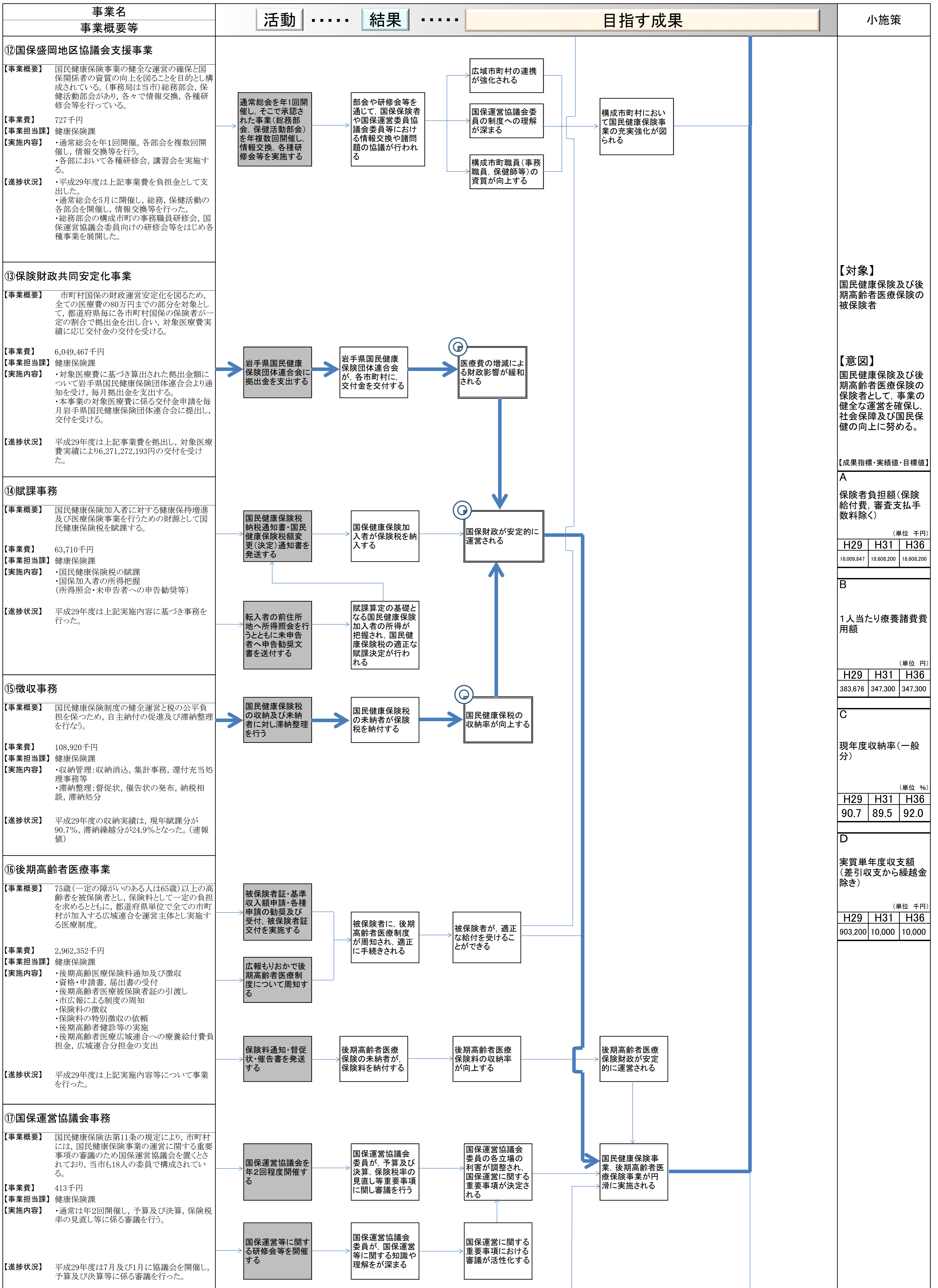
D

実質単年度収支額(差引収支から繰越金除き)

(単位 千円)

	H29	H31	H36
	903,200	10,000	10,000





事業名 事業概要等	活動 …… 結果 ……	目指す成果	小施策												
<p>⑱ 保険者事務共同電算処理事務</p> <p>【事業概要】 「岩手県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理業務規則」により各保険者に共通する事務を一元化し共同処理し、国民健康保健事業の効率的な運営と制度の向上を図る。</p> <p>【事業費】 42,053千円 【事業担当課】 健康保険課 【実施内容】 ・国保連は各保険者から受託して、保険証の印刷並びにレセプト審査を基にした国保事業の運営に必要なデータを一括共同電算処理を行う。 ・国保連は各保険者に対しデータ及び資料等を納品する。 ・保険者は国保連へ電算処理委託料を支払う。</p> <p>【進捗状況】 上記実施内容に基づき、事業を実施した。</p>	<p>岩手県国民健康保険団体連合会に電算処理業務を委託する</p> <p>共同電算処理運営協議会で電算処理内容について要望を伝える</p> <p>岩手県国民健康保険団体連合会が業務に必要なデータ及び資料、帳票を作成し、市に納品する</p> <p>業務の効率化。コストの削減が図られる</p>														
<p>⑲ 老人保健拠出事業</p> <p>【事業概要】 老人保健法に基づき、高齢者の医療費を国民が公平に負担することを目的として、各医療保険の保険者が拠出金を負担することで、老人保健制度運営者(市町村)の医療給付財源とする。</p> <p>【事業費】 65千円 【事業担当課】 健康保険課 【実施内容】 社会保険診療報酬支払基金に、前々年度の老人保健医療給付実績に応じた「医療費拠出金」(平成20年度の改正により、後期高齢者医療制度に以降してからは、過去の老人保健医療費に係る精算還付を支払基金から受けている)と「事務費拠出金」を支出する。</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は、上記事業費を事務費拠出金として拠出した。</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金に医療費拠出金と事務費拠出金を支出する (医療費拠出金は現在、過去の医療給付実績の減額精算により、社会保険診療報酬支払基金より還付を受けている)</p> <p>社会保険診療報酬支払基金が老人保健制度運営者(市町村)に交付金を交付する (現在は、過去の医療給付実績の減額精算により、社会保険診療報酬支払基金に交付金の返還を行う、精算事業である)</p> <p>老人保健医療費について各保険者の公平な負担が図られる</p>		<p>【対象】 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者</p> <p>【意図】 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険者として、事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に努める。</p>												
<p>⑳ 介護納付金拠出事業</p> <p>【事業概要】 介護保険法に基づき、介護保険制度の健全な運営を目的として、各医療保険の保険者が納付金を負担することで、介護保険制度運営者(市町村)の介護保険給付財源とする。</p> <p>【事業費】 1,210,472千円 【事業担当課】 健康保険課 【実施内容】 ・第2号被保険者から介護納付金分保険税を徴収する。 ・社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づき、介護納付金を納付する。</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は上記事業費を拠出金として支出した。</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を支出する</p> <p>社会保険診療報酬支払基金が介護保険制度運営者(市町村)に交付金を交付する</p> <p>介護保険財政の健全化が図られる</p>	<p>介護保険被保険者の生活維持と自立に向けた支援体制の充実が図られる</p>	<p>【成果指標・実績値・目標値】</p> <p>A</p> <p>保険者負担額(保険給付費、審査支払手数料除く) (単位 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,009,847</td> <td>18,608,200</td> <td>18,608,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>B</p> <p>1人当たり療養諸費用額 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>383,676</td> <td>347,300</td> <td>347,300</td> </tr> </tbody> </table>	H29	H31	H36	16,009,847	18,608,200	18,608,200	H29	H31	H36	383,676	347,300	347,300
H29	H31	H36													
16,009,847	18,608,200	18,608,200													
H29	H31	H36													
383,676	347,300	347,300													
<p>㉑ 高額医療費共同事業拠出事業</p> <p>【事業概要】 高額医療費の発生による市町村国保の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費を対象として、都道府県毎に各市町村国保の保険者が一定の割合で拠出金を出し合い、対象医療費実績に応じ交付金の交付を受ける。</p> <p>【事業費】 616,333千円 【事業担当課】 健康保険課 【実施内容】 ・対象医療費に基づき算出された拠出金額について岩手県国民健康保険団体連合会より通知を受け、毎月拠出金を支出する ・本事業の対象医療費に係る交付金申請を毎月岩手県国民健康保険団体連合会に提出し、交付を受ける。</p> <p>【進捗状況】 平成29年度は上記事業費を拠出金として支出し、対象医療費実績により692,074,089円の交付を受けた。</p>	<p>岩手県国民健康保険団体連合会に拠出金を支出する</p> <p>岩手県国民健康保険団体連合会が、各市町村に、交付金を交付する</p> <p>高額な医療費が発生したことによる財政影響が緩和される</p>		<p>C</p> <p>現年度収納率(一般分) (単位 %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.7</td> <td>89.5</td> <td>92.0</td> </tr> </tbody> </table>	H29	H31	H36	90.7	89.5	92.0						
H29	H31	H36													
90.7	89.5	92.0													
<p>㉒ 国民年金事務</p> <p>【事業概要】 国民年金事業は日本年金機構が一連の業務を担っているが、その中の一部について市が受付等を行うことになっている。</p> <p>【事業費】 41,436千円 【事業担当課】 医療助成年金課 【実施内容】 国民年金制度の周知を図り、国民年金保険料の納付を奨励する。日本年金機構が行う事務の一部について、受付業務や相談業務を担う。</p> <p>【進捗状況】 上記実施内容に基づき、事業を実施した。</p>	<p>国民年金制度の周知を図るとともに、受付業務や相談業務を行う</p> <p>市民が必要な手続きを行う</p> <p>市民が国民年金を納付する</p> <p>受け付けた書類等を日本年金機構へ進達する</p> <p>日本年金機構において、適正な事務が行われる</p> <p>公的年金制度の円滑な運営が図られる</p> <p>老齢、障害、死亡等に伴う稼働所得の減少の際に、公的年金制度から給付を受けられる</p>		<p>D</p> <p>実質単年度収支額(差引収支から繰越金除き) (単位 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>903,200</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	H29	H31	H36	903,200	10,000	10,000						
H29	H31	H36													
903,200	10,000	10,000													